

改正

平成一七年一〇月六日条例第六六号

岐阜県グリーンスタジアム条例をここに公布する。

岐阜県グリーンスタジアム条例

(設置)

第一条 県民のスポーツ、レクリエーションその他の行事の用に供するため、各務原市に岐阜県グリーンスタジアム（以下「スタジアム」という。）を設置する。

(使用の許可)

第二条 スタジアム（附属設備等を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ知事（第十条第三項の規定による指定があつた場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。））。以下この条から第五条まで及び第九条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可にスタジアムの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、スタジアムの使用を許可しないことができる。

- 一 スタジアムの管理上支障があるとき。
- 二 スタジアムを使用させることが適当でないと認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第四条 知事は、第二条第一項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
- 三 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。
- 四 スタジアムの管理上知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
- 五 詐欺その他不正の行為によりこの条例に基づく許可を受けたことが明らかになったとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

(特別設備)

第五条 使用者は、スタジアムに特別の設備をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 第二条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(利用料金)

第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項の規定により、スタジアムの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、スタジアムの維持及び管理に必要な費用をスタジアムの使用予定数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を得なければならない。

(利用料金の納入等)

第七条 使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

4 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(原状回復義務)

第八条 使用者は、スタジアムの使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。第四条の規定により許可を取り消されたときも、同様とする。

(遵守義務)

第九条 スタジアムを利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、使用者が第二条第一項の許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。

一 スタジアムの施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと。

二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。

四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。

五 火気又は危険物を取り扱わないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、スタジアムから退去を命ずることができる。

(指定管理者の指定)

第十条 法第二百四十四条の二第三項の規定により、スタジアムの管理を知事が指定する法人その他の団体に行わせるものとする。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、スタジアムの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添付した申請書を作成し、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 県民がスタジアムを平等に利用するために必要な措置が講じられていること。

二 スタジアムの管理に関する事業計画が、スタジアムの適正な管理のために適切なものであること。

三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

4 第二項の規定による申請をした者が法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者である場合は、前項の規定による指定をしないものとする。

5 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第十一条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 スタジアムの管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従わないとき。

二 前条第三項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

三 第十三条各号に掲げる基準を遵守しないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

- 2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（第六条第一項に規定する利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時にスタジアムの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、同条第二項の額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。
- 3 前項の場合にあっては、第七条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（業務の範囲）

第十二条 スタジアムの管理に関し、指定管理者が行う業務の範囲は、第二条から第五条まで及び第九条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 スタジアムの維持管理に関すること。
- 二 利用者への便宜の供与に関すること。
- 三 利用の促進に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。

（管理の基準）

第十三条 指定管理者が行うスタジアムの管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 営業及び休業については、次に掲げるとおりとすること。
 - イ 火曜日（当該火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日）を休業日とすること。
 - ロ 十二月二十九日から翌年の一月三日までを休業日とすること。
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。
- 二 利用時間については、次に掲げるとおりとすること。
 - イ 午前九時から午後九時までを利用時間とすること。
 - ロ イに掲げるもののほか、利用時間を変更するに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。
- 三 スタジアムの管理に当たって必要があると認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、スタジアムの利用を制限すること。
- 四 スタジアムの管理に従事している者又は従事していた者が、当該管理に関して知ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要な措置

を講ずること。

(事業計画書の提出等)

第十四条 指定管理者は、毎事業年度、スタジアムの管理に関する事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(管理の休廃止)

第十五条 指定管理者は、やむを得ない理由によりスタジアムの管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

(公示)

第十六条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第十条第三項の規定による指定をしたとき。
- 二 第十条第五項の規定による届出があったとき。
- 三 第十一条第一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条の承認をしたとき。

(過料)

第十七条 第四条の規定による停止の命令又は第九条第二項の規定による退去の命令に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成十二年五月規則第二百十一号で、同十二年五月二十四日から施行)

附 則 (平成十七年十月六日条例第六十六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第十条第三項の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。